

防衛医科大学校病院規則第2号

防衛医科大学校病院手術部運営規則を次のように定める。

昭和55年2月1日

防衛医科大学校病院長 細野清士

防衛医科大学校病院手術部運営規則

改正 昭和62年12月17日規則第3号
平成4年5月1日規則第4号
平成14年2月27日規則第1号
平成16年11月1日規則第14号
平成17年6月28日規則第8号
平成23年12月27日規則第7号
平成26年4月1日規則第5号
平成28年3月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院手術部（以下「手術部」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(手術室の使用)

第2条 手術室の使用できる日は、月曜日から金曜日とする。ただし、緊急手術はこの限りでない。

(手術室の使用予定)

第3条 各診療科の長は、手術室を使用する場合には、翌週分を水曜日14時までにオーダー入力するものとする。

2 手術部長は、前項により提出された手術票に基づき各診療科の長と協議のうえ、手術予定表を作成し金曜日に関係各診療科の長に通知するものとする。

3 手術部長は、常に救急事態に対処するため手術室1室を確保しておくものとする。

(手術室使用予定の変更)

第4条 前条第2項の規定により通知を受けた診療科の長のうち、当該診療科の事情により手術室の使用予定を変更しようとする場合は、速やかに手術部長に連絡するものとする。

2 手術部長は、都合により手術室の使用計画を変更しようとする場合は、速やかに関係各診療科の長と協議するものとする。

(術前患者の引き継ぎ)

第5条 診療各科は、手術患者の術前処置を行い、特に指定したもののほか次に掲げる時間までに手術室に搬入するものとする。

区 分	搬 入 時 間
全身麻酔患者	手術予定時間の30～60分前
脊髄くも膜下麻酔患者	手術予定時間の30～45分前
局所麻酔患者	手術予定時間の15分前
静脈麻酔患者	手術予定時間の15分前

2 手術部勤務の看護師は、手術患者連絡書及びリストバンドにより、手術室に搬入された患者を確認のうえ、手術患者担当看護師（以下「担当看護師」という。）から引き継ぐものとする。

（術後患者の引き継ぎ）

第6条 手術部勤務の看護師は、前条第2項の規定により引き継いだ事項により術後患者を確認のうえ、担当看護師に引き継ぎ管理は主治医が行うものとする。

2 麻酔担当医は、手術終了後、麻酔記録2部を作成し1部を手術医に提出し、1部は麻酔科が保存するものとする。

3 手術医は、手術内容等必要次項を手術票に記載し主治医に引き継ぐものとし、主治医は診療記録にこれを編入するものとする。

4 手術部勤務の看護師は、手術看護記録を記載し担当看護師に引き継ぐものとし、担当看護師はこれを診療記録に編入するものとする。

（薬品等の整備）

第7条 手術部において使用が予想される薬品は、手術部において整備するものとする。

この薬品を使用した手術医は、定められた薬品使用伝票を作成しなければならない。

2 手術に際し特定治療材料等必要とする場合は、各診療科が準備するものとする。

（時間の変更）

第8条 各診療科の長は、第3条第2項の規定により定められた時間又は患者の変更を必要とする場合は速やかに手術部長と調整するものとする。

2 各診療科の長は、緊急に手術を必要とする事態が生じたときは、手術部長にその旨申込み、手術部長は関係部署と調整のうえ手術の開始できる予定時刻を依頼元の診療科の長に回答するものとする。

（手術の取扱い）

第9条 手術の執刀開始は9時とし、終了は16時30分となるよう各診療科の長は協力するものとする。

2 外来患者に係る手術は、外来で行い得ないものに限り当該科の手術日に手術を行うものとする。

3 手術患者に必要な術前準備は、外来に係る者は外来、入院に係る者は病棟で行うものとする。

（麻酔器材等の整備）

第10条 手術部において使用する麻酔器材の整備は、手術部で行うものとする。準備及び使用後の整理は、麻酔科医の指示により手術部職員が行い異常又は故障を発見したときは直ちに手術部看護師長に報告し、常に整備された状態に置くものとする。

2 手術部及び材料部で準備する手術器材は、手術部及び材料部において整備するものとする。

3 術前、術中及び術後における手術器材の点検は、術者及び直接介助の看護師が行うものとする。

(血液の取扱い)

第11条 輸血を必要とする者については、主治医がオーダー入力するものとする。

2 前項の血液は、手術部勤務の看護婦が手術患者連絡書で確認のうえ、必要時に輸血部に取り寄せるものとする。

3 第1項により準備し手術中に輸血を必要としなかった血液及び前項の血液で手術中に輸血しなかった血液は、手術終了後患者とともに病棟担当看護師に引き継ぐものとする。

(清潔保持)

第12条 手術に従事する職員及び見学者の服装は次によるものとする。

(1) 手術室等に入室する者は、男子又は女子更衣室にて所定のマスク、帽子、手術衣及びズボンを着用し備付けの上履きに履きかえるものとする。

(2) 実習等のため入室する者は、所定のマスク、帽子、手術衣及びズボンを着用し上履きに履きかえるものとする。

(3) 手術部内においては、所定の場所以外での食事等をしてはならない。

(4) 手術部の浴場を使用できる者は、手術関係者及び手術部に勤務する職員に限るものとする。

(回復室の使用)

第13条 回復室への収容は、手術又は麻酔の状況により麻酔科医が判断するものとする。

2 回復室に収容された患者の管理は、麻酔担当医及び主治医があたるものとする。

3 回復室に収容後なお覚醒なく監視又は集中して治療を必要とする場合は、麻酔担当医又は主治医が判断してICUに収容するものとする。

4 回復室の使用は、原則として手術当日の9時から17時までとする。

(実習生等の取扱い)

第14条 医学科学生及び看護学科学生の実習は、実習を担当する診療科の長が統制し、手術部長と調整のうえその指示の下に行うものとする。

2 手術室等に入室できる者は、前項に掲げる者のほか、手術部長及び関係する各診療科の医師の承認を受けなければならない。

(委任規定)

第15条 この規定に定めるもののほか、手術部の業務運営に関し必要な事項は、手術部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年12月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。